

令和5年長浜市農業委員会7月定例総会会議録

令和5年7月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	3番	家倉 和行
	4番	多賀 正和	6番	森川 ゆり
	7番	廣部 重嗣	8番	森 勘十
	9番	橋本 治太郎	10番	村方 義昭
	11番	伊藤 泰子	12番	尚永 稔
	14番	北川富美子	15番	大塚 高司
	16番	阿辻 康博	17番	小畑 義彦
	18番	池田 美由紀	19番	二矢 秀雄
	20番	西橋 絹子		

2. 会議に欠席した委員

2番 中川 半弥

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第151号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第152号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第153号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第154号	農用地利用集積計画案についてについて
議案第155号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第156号	土地改良事業参加資格交代承認について

5. 議事録署名委員

20番 西橋 絹子 1番 八若 和美

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和5年7月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内19名と過半数以上、の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、6月19日、滋賀県農業会議126回通常総会ならびに常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、通常総会には職員が随行しております。また、常設審議委員会には、諮問案件2件につきまして審議をいただきました。6月28日、第26回湖国女性農業・推進委員協議会定期総会と学習会が開催されました。また、7月7日、女性農業者組織ながはまアグリネットワークの通常総会が開催されました。いずれも会員の女性農業委員の皆様に出席いただきました。次に、今月の審議事項につきましては3条申請が7件、4条申請が2件、5条申請が4件と、農用地利用集積計画案の決定、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交代承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る7月3日に当番委員、12番の尚永稔委員、14番の北川富美子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願い

いたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告欠席委員の報告、2番の中川半弥委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員報告、20番の西橋絹子委員、1番の八若和美委員、両委員よりしく願いたします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、平方町地先、田1筆、36㎡を個人住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は雑種地です。

番号2、土地の表示、中山町地先、畑1筆、95㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備は

ありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、南高田町地先、田1筆、201㎡を売買により個人住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は雑種地、北は雑種地です。

番号2、土地の表示、西上坂町地先、田5筆、4,142㎡、畑5筆、228.61㎡、合計4,370.61㎡を売買により倉庫するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は工場用地、北は宅地道路です。

番号3、土地の表示、西上坂町地先、田1筆、859㎡、畑1筆、41㎡、合計900㎡を売買により資材置場するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は田、西は道路、南は雑種地、北は雑種地です。

番号4、土地の表示、寺田町地先、田2筆、6,394㎡を売買により分所宅地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は田、西は道路、南は水路、北は道路です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て、計1筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田1筆、819㎡の解約です。今回の解約は中間管理事業による解約で、転用目的のための解約です。後にご説明させていただきます、議案第152号、番号1のための解約です。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第151号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第151号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年7月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が7件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。なお、今回は前回までと比して件数が少なく、若干申請も落ち着いてきたように感じております。

番号1、土地の表示、南高田町地先の田3筆、486㎡を、このあとご説明いたします、番号2の土地と交換にて権利を取得されるものです。申請地は市街地の白地の田で、現地を確認したところ、田植え済みの状況でございました。譲渡人と譲受人は、同じ集落の方です。双方で管理等がしやすいように話がまとまり、申請されたものです。

番号2、土地の表示、南高田町地先の田3筆、575㎡を、番号1の土地と交換にて権利を取得されるものです。申請地は市街地の白地の田で、現地確認をしたところ、番号1と同じく田植え済みの状況でございました。番号1で述べさせていただきましたとおり、管理等の観点から両者で話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、湖北町山本地先の畑1筆、243㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、一部野菜の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は高齢となり、管理ができないため、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、湖北町伊部地先の畑1筆、363㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、一部果樹が栽培されていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。申請地は従来から譲受人の畑であるとの認識で譲受人が使用されていましたが、登記上は譲渡人の名義であるため、今般、両者で話をされ、申請されたものです。

番号5、土地の表示、高月町井口地先の登記地目、田1筆、730㎡と、畑2筆、113㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田と畑で、現地を確認したところ、一部は雑草が生い茂り、一部はシートがかけられていましたが、耕作再開は可能な状況です。譲渡人は、申請地の集落に居住しておらず、本件土地は長らく休耕地の状態であったとのことですが、今般、譲受人がすべて畑として耕作をされるとのことで、両者で話がまとまり、申請されたものです。

番号6、土地の表示、西浅井町塩津浜地先の畑1筆、279㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、野菜の作付けがなされていました。申請地は令和5年2月10日付けで、指定農地として3条の許可を行った案件ですが、今回の法改正により、改めて売買により申請されたものです。

番号7、土地の表示、小沢町地先の登記地目、田1筆、662㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の農地で、現地を確認したところ耕起がされていました。譲受人は申請地を、今後、畑として使用するとのこと。なお、譲渡人は、申請地の集落に居住しておらず、耕作ができないため、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

以上、申請番号1から7につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり等の面、及び、申請地の利用計画から、特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第151号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま、説明のありました議案第151号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第151号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第152号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第152号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第152号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていきます案件につきましては、さる6月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、2番の中川半弥委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年7月3日に、12番の尚永稔委員、14番の北川富美子委員にお申し送り、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

申請番号1、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

（尚永委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、加田町地先、田819㎡のうち617㎡、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は雑種地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人が農業用倉庫とその進入路を整備するために、自己所有地を転用するために申請されたものです。なお、転用予定地から外した農地は、畑として引き続き使用する旨の申出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で処理する計画となっており、また、畦畔ブロックを設置するなどの対応を取られるため、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、湖北町津里地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告をいただきます。

（北川委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、湖北町津里地先、畑、410㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は境内地、南は道路、北は境内地です。

写真をご覧ください。申請人の息子が寺の住職を継ぐ予定で、現在の庫裏に居住するため、現住職夫妻の住む離れを建築することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地の東側と南側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第152号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第152号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第153号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第153号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第153号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第152と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けていたしております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告いただきます。

(尚永委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、川道町地先、畑466㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに一部造成されています。これは、現所有者が自己所有地に農地転用の許可を得て、農業用倉庫を建築しており、今後も使用する旨確認しております。今回、残りの敷地に娘夫婦が住宅を建築される計画を立て、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の道路側溝に排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、加納町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、加納町地先、田222㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。借受人が申請地の西側にある事業者からの建設工事を受注しており、その資材置場として同敷地を借り受けることになり、また、工事終了後も引き続き資材置場として使用する予定であるため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、榎木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、榎木町地先、田280㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。借受人が妻の実家近くで住宅建築を計画され、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の側溝に排出する計画になっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、木之本町木之本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、既存施設の2分の1以内で拡張する場合には例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けているとしております。本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、木之本町木之本地先、田1筆、畑1筆、966㎡、契約内容は売買、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は敷地南側でゴミ回収会社を営んでおり、現在、事業拡大を計画しており、新たに作業車の増車及び従業員の増員を予定しており、その駐車場の確保が必要となり、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。なお、この案件は、11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

(事務局)

最後に報告事項があります。先月の転用案件のうち、北部合同庁舎の近くにおいて、資材置場を設置する申請がありましたが、3,000㎡を超える案件であったため、県常設審議委員会の審査を受ける必要があり、同審査会で議決相当と認める回答を受理したのち、許可書を交付する旨、総会にて議決いただきましたが、先月19日に開催された県常設審議委員会で議決相当との意見をいただきましたので、申請者に転用許可書を交付しております。

報告は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第153号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。今回の申請には、こめじるしの記載がありません。どういう事ですか。

(事務局)

はい、お答えします。毎回、顛末案件にはこめじるしを記載しており、今月は該当がありませんでした。

(会長)

はい、わかりました。他にご意見、ご質問等ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
議案第153号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第154号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第154号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年7月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手13人に対して借り手が6人で、筆数は38筆、合計の面積で、46,253㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につつま

しては、所有者4人、取得者3人、筆数は6筆、面積は4,810㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが利用権設定について、と記載されている番号1から番号38はすべて、相対により地元農業者等に、利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルが所有権移転について、と記載されている番号1から番号6につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号6については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第154号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。記載してある貸借料は、どのような計算をされているのですか。

(事務局)

はい、お答えします。8番から13番までですが、例えば面積の49㎡に対して何kgということとで申請されているようです。それを農業振興課にて、60件で割り戻して出していると聞いています。

(会長)

10 a 当たりで出していただけないでしょうか。お伝え願いますか。

(事務局)

はい、わかりました。ご意見としてお伝えさせていただきます。

(会長)

よろしくお願いします。他にご意見、ご質問等ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、諮問をうけました議案第154号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり

り農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第155号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第155号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和5年6月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、新規の中間管理権の設定の案件と、耕作者の変更の案件がございます。まず、番号1から番号17までが新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手12人に対して借り手が6人で、筆数は17筆、合計の面積で17,291㎡を利用権設定される計画です。次に、番号18、19が、耕作者の変更です。貸し手1に対して耕作者1人に田2筆、3,131㎡の農地を、残年数2年に賃借権の設定を行う計画です。次に、番号20が耕作者の変更です。耕作者1人に田1筆、1,453㎡の農地を、残年数2年に賃借権の設定を行う計画です。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第155号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(会長)

私から、番号17についてお聞きします。耕作者は他市にお住まいですが、耕作はできるのでしょうか。

(事務局)

はい、お答えします。全ての方において、設定された農地を耕作されると確認しております。

(会長)

はい、わかりました。他にご意見、ご質問等ございませんか。

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第155号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第156号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第156号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年7月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました、1番から番号29の29件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第156号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。6番の森川ゆり委員以外には、おられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

議案第156号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。